

私たちの施設は、区市町村、都及び国からの補助や利用者からの利用料等によって運営されています。

< 保育所 >

施設名	社会福祉法人松栄福祉会 羽村まつの木保育園	施設番号	66 - 0579
-----	-----------------------	------	-----------

平成 26 年度における施設データ

総事業費(事業活動支出)	154,891,940円
うち人件費	118,479,268円
定員	90人
在籍児童数(平成 年4月1日時点)	90人
常勤職員数(平成 年4月1日時点)	19人
非常勤職員数(平成 年4月1日時点)	17人

施設の収入(サービス推進費などの状況)【平成26年度実績】

区市町村からの補助金	保育所運営費負担金 (国が定める運営費補助(負担率 国1/2、都1/4、区市町村1/4))	83,810,400円
	その他の補助金	72,653,575円

サービス推進費交付額(都独自の運営費補助) +		合計	12,259,000円
社会福祉法人の施設経営にかかる基本部分の経費(基本補助)		計	4,238,320円
施設の努力に対する加算(ア+イ+ウ)		計	8,020,680円
ア 第三者評価の受審・サービス向上に向けた計画策定	第三者評価又は利用者に対する調査	200,000円	施設訪問、園行事招待等を通じたお年寄りとの交流 年10回以上 円
	零歳児保育の実施 *注1	108人 1,504,440円	小学生等との交流 年6回以上 円
	零歳児に対する30分を超える延長保育実施	112人 101,920円	小中高生の職場体験、育児体験等の受入 年10日以上 600,000円
	2~3時間の延長保育実施 *注2	人 円	一時保育を活用した小学校低学年児童(放課後児童除く)の受入 年10人以上 円
	4時間以上の延長保育実施	人 円	「パートナー保育登録」をした地域の在宅子育て家庭の保護者に育児相談・各種サービスを提供 登録者33人 300,000円
	病児・病後児保育の実施	人 円	パートナー保育登録者に育児講座を実施 年3回以上又は年6回以上 100,000円
	休日保育の実施	人 円	パートナー保育登録者に保育所体験を実施 年5回か延べ10人以上又は年10回か延べ20人以上 600,000円
	4時間未満の一時・特定保育の実施	人 円	出産前後の親に対する体験学習の実施 年3回か延べ6人以上又は年6回か延べ12人以上 円
	4時間以上の一時・特定保育の実施	人 円	子育てサークルの育成・支援 年3回以上又は年6回以上 円
	待機児童解消のための分園の設置	人 円	パートナー保育登録者向けに子育て情報誌を発行 年10回以上 200,000円
	アレルギー児に対応した給食の提供	33人 518,760円	パートナー保育登録者に対して家庭訪問を実施 年20件以上又は年40件以上 円
	夜間保育(おおよそ午後10時まで)の実施	人 円	家庭福祉員(保育ママ)に対する相談指導等の実施 年10回以上 600,000円
	地域の在宅家庭児童を含め、年末年始の保育を実施	9人 88,200円	出前保育(公園など、保育所以外の場で、地域の子育て家庭のために保育所体験等を実施) 年6回以上 1,000,000円
その他の特別保育事業	1,407,360円	健康増進支援(嘱託医の協力を得て、在宅家庭児童を対象に健康診断、健康相談を実施) 年6回以上 円	
		保育拠点活動支援(実習生等、今後の子育て支援にかかわる人材を育成) 年3人以上又は年6人以上 800,000円	
		自主的取組(利用者ニーズに応えるための保育所独自の先駆的取組) 円	
		事業名:	

この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、閲覧を希望する方に公開しています。

注1)「零歳児保育(市部・小規模)」及び「零歳児保育(町村部)」を含みます。

注2)「延長保育事業(町村部)」を含みます。

社会福祉法人松栄福祉会

定 款

社会福祉法人松栄福社会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

保育所の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人松栄福社会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を
確実、効果的かつ適正 に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を東京都羽村市小作台三丁目9番地の12に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を東京都羽村市羽西一丁目7番地の3に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任

は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が議事録に記名押印することとする。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
 - (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）土地

（イ）東京都羽村市小作台三丁目9番12所在の保育所羽村まつの木保育園敷地一筆（638.28平方メートル）

（ロ）東京都羽村市小作台三丁目9番13所在の羽村まつの木保育園敷地一筆（407.92平方メートル）

（2）建物

（イ）東京都羽村市小作台三丁目9番12所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建保育所羽村まつの木保育園園舎一棟（延464.28平方メートル）

（ロ）東京都羽村市羽西一丁目1670番地2、1669番地、1670番地1所在の木造合金メッキ銅ぶき2階建保育所まつぼっくり保育園園舎（平方541.89平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な 手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、羽村市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、羽村市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するもの

とする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、羽村市長の認可（社会福祉法第四五条の 36 第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、

遅滞なくその旨を羽村市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人松栄福社会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

第五条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

理事長 橋本弘山

理事 橋本利夫

〃 田村勝美

〃 関口静江

〃 丸橋菊一

〃 関口清

〃 林部幸男

監事 高見功

〃 田村久吉

社会福祉法人松栄福祉会
評議員候補者名簿

	氏名	生年月日	住所 / TEL	職業 / 役職	評議員推薦理由(案)	欠格条項	特殊関係者
1、	みやがわ よういち 宮川 陽一	昭和 34年 1月 19日 (59 歳)	205-0016 羽村市羽加美4-16-19 042-554-7652	農業／農業委員 宮地町内会副会長	農業従事者の代表として様々な役職に就き、 農業や食を通じて羽村市の発展に貢献され ている、町内会役員で地域福祉にも寄与されている	1、該当あり 2、該当なし	1、該当あり 2、該当なし
2、	やがさき かずとし 矢ヶ崎 一利	昭和 29年 10月 11日 (62 歳)	205-0016 羽村市羽加美2-4-18 042-554-1526	有)「ヤガサキ」 接骨院とデイサービス事業 の経営	接骨院を経営する傍ら、デイサービス事業を併設し 関わり、入所老人の健康に寄与されている	1、該当あり 2、該当なし	1、該当あり 2、該当なし
3、	せきぐち やすとし 関口 泰寿	昭和 29年 3月 3日 (62 歳)	205-0016 羽村市羽加美3-5-16 042-554-6928	建設工事技師／ 交通安全推進委員本部役員	20年近くも羽村市の交通安全推進委員として 羽村市の交通安全に貢献されている	1、該当あり 2、該当なし	1、該当あり 2、該当なし
4、	しまだ さとし 島田 聡	昭和 31年 9月 11日 (60 歳)	205-0014 羽村市羽東3-10-31 042-554-2124	自営業／元羽村市消防団長	28年11月に羽村市の自治功労賞を受賞するなど、 消防団員として地域の安全に永年ご尽力された	1、該当あり 2、該当なし	1、該当あり 2、該当なし

* 任期 平成29年4月1日 ～ 平成33年の定時評議委員会までとする (4年間)

羽村まつの木保育園 資金収支明細書
(自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日

(単位:円)

勘定科目	サービス区分	合計	内部取引消去	拠点区分合計
	保育所 羽村まつの木保育			
老人福祉事業収入	0	0	0	0
措置事業収入	0	0	0	0
事務費収入	0	0	0	0
事業費収入	0	0	0	0
その他の利用料収入	0	0	0	0
その他の事業収入	0	0	0	0
運営事業収入	0	0	0	0
管理費収入	0	0	0	0
その他の利用料収入	0	0	0	0
補助金事業収入	0	0	0	0
その他の事業収入	0	0	0	0
その他の事業収入	0	0	0	0
管理費収入	0	0	0	0
その他の利用料収入	0	0	0	0
その他の事業収入	0	0	0	0
児童福祉事業収入	0	0	0	0
措置費収入	0	0	0	0
事務費収入	0	0	0	0
事業費収入	0	0	0	0
私的契約利用料収入	0	0	0	0
その他の事業収入	0	0	0	0
補助金事業収入	0	0	0	0
受託事業収入	0	0	0	0
その他の事業収入	0	0	0	0
保育事業収入	180,042,949	180,042,949	0	180,042,949
施設型給付費収入	0	0	0	0
施設型給付費収入	0	0	0	0
利用者負担金収入	0	0	0	0
特例施設型給付費収入	0	0	0	0
特例施設型給付費収入	0	0	0	0
利用者負担金収入	0	0	0	0
地域型保育給付費収入	0	0	0	0
地域型保育給付費収入	0	0	0	0
利用者負担金収入	0	0	0	0
特例地域型保育給付費収入	0	0	0	0
特例地域型保育給付費収入	0	0	0	0
利用者負担金収入	0	0	0	0
委託費収入	99,914,160	99,914,160	0	99,914,160
利用者等利用料収入	0	0	0	0
利用者等利用料収入(公費)	0	0	0	0
利用者等利用料収入(一般)	0	0	0	0
その他の利用料収入	0	0	0	0
私的契約利用料収入	0	0	0	0
その他の事業収入	80,128,789	80,128,789	0	80,128,789
補助金事業収入	80,128,789	80,128,789	0	80,128,789
受託事業収入	0	0	0	0
その他の事業収入	0	0	0	0
就労支援事業収入	0	0	0	0
障害福祉サービス等事業収入	0	0	0	0
自立支援給付費収入	0	0	0	0
介護給付費収入	0	0	0	0
特例介護給付費収入	0	0	0	0
訓練等給付費収入	0	0	0	0
特例訓練等給付費収入	0	0	0	0
地域相談支援給付費収入	0	0	0	0
特例地域相談支援給付費収入	0	0	0	0
計画相談支援給付費収入	0	0	0	0
特例計画相談支援給付費収入	0	0	0	0
障害児施設給付費収入	0	0	0	0
障害児通所給付費収入	0	0	0	0
障害児入所給付費収入	0	0	0	0
障害児相談支援給付費収入	0	0	0	0
特例障害児相談支援給付費収入	0	0	0	0
利用者負担金収入	0	0	0	0
補足給付費収入	0	0	0	0
特定障害者特別給付費収入	0	0	0	0
特例特定障害者特別給付費収入	0	0	0	0
特定入所障害児食費等給付費収入	0	0	0	0
特定費用収入	0	0	0	0
その他の事業収入	0	0	0	0
補助金事業収入	0	0	0	0
受託事業収入	0	0	0	0
その他の事業収入	0	0	0	0
(保険等査定減)	0	0	0	0
生活保護事業収入	0	0	0	0
措置費収入	0	0	0	0
事務費収入	0	0	0	0
事業費収入	0	0	0	0
授産事業収入	0	0	0	0

事業活動による収支	利用者負担金収入		0		0	
	その他の事業収入	0	0	0	0	
	補助金事業収入		0		0	
	受託事業収入		0		0	
	その他の事業収入		0		0	
	医療事業収入	0	0	0	0	
	入院診療収入		0		0	
	室料差額収入		0		0	
	外来診療収入		0		0	
	保健予防活動収入		0		0	
	受託検査・施設利用収入		0		0	
	訪問看護療養費収入		0		0	
	訪問看護利用料収入	0	0	0	0	
	訪問看護基本利用料収入		0		0	
	訪問看護その他の利用料収入		0		0	
	その他の医療事業収入	0	0	0	0	
	補助金事業収入		0		0	
	受託事業収入		0		0	
	その他の医療事業収入 (保険等査定減)		0		0	
	借入金利息補助金収入	322,662	322,662		322,662	
	経常経費寄附金収入		0		0	
	受取利息配当金収入	16,608	16,608		16,608	
	その他の収入	2,731,810	2,731,810	0	2,731,810	
	受入研修費収入	120,000	120,000		120,000	
	利用者等外給食費収入	2,532,350	2,532,350		2,532,350	
	雑収入	79,460	79,460		79,460	
	流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	0	
	有価証券売却益		0		0	
	有価証券評価益		0		0	
	為替差益		0		0	
	事業活動収入計(1)	183,114,029	183,114,029	0	183,114,029	
	支出	人件費支出	137,725,724	137,725,724	0	137,725,724
		役員報酬支出		0		0
		職員給料支出	66,654,917	66,654,917		66,654,917
職員賞与支出		24,910,432	24,910,432		24,910,432	
非常勤職員給与支出		27,324,960	27,324,960		27,324,960	
派遣職員費支出			0		0	
退職給付支出		1,583,430	1,583,430		1,583,430	
法定福利費支出		17,251,985	17,251,985		17,251,985	
事業費支出		16,877,445	16,877,445	0	16,877,445	
給食費支出		7,922,610	7,922,610		7,922,610	
介護用品費支出			0		0	
医薬品費支出			0		0	
診療・療養等材料費支出			0		0	
保健衛生費支出		573,574	573,574		573,574	
医療費支出			0		0	
被服費支出			0		0	
教養娯楽費支出			0		0	
日用品費支出			0		0	
保育材料費支出		2,117,913	2,117,913		2,117,913	
本人支給金支出			0		0	
水道光熱費支出		2,926,799	2,926,799		2,926,799	
燃料費支出			0		0	
消耗器具備品費支出		2,942,934	2,942,934		2,942,934	
保険料支出		276,630	276,630		276,630	
賃借料支出			0		0	
教育指導費支出			0		0	
就職支度費支出			0		0	
葬祭費支出			0		0	
車輛費支出		116,985	116,985		116,985	
管理費返還支出			0		0	
雑支出			0		0	
事務費支出		15,655,025	15,655,025	0	15,655,025	
福利厚生費支出		1,070,748	1,070,748		1,070,748	
職員被服費支出			0		0	
旅費交通費支出		224,670	224,670		224,670	
研修研究費支出		526,678	526,678		526,678	
事務消耗品費支出		476,759	476,759		476,759	
印刷製本費支出		267,986	267,986		267,986	
水道光熱費支出		325,204	325,204		325,204	
燃料費支出		1,380	1,380		1,380	
修繕費支出		552,848	552,848		552,848	
通信運搬費支出	757,719	757,719		757,719		
会議費支出	5,036	5,036		5,036		
広報費支出	97,760	97,760		97,760		
業務委託費支出	2,792,905	2,792,905		2,792,905		
手数料支出	101,830	101,830		101,830		
保険料支出	303,490	303,490		303,490		
賃借料支出	932,071	932,071		932,071		
土地・建物賃借料支出	3,380,020	3,380,020		3,380,020		
租税公課支出	71,450	71,450		71,450		
保守料支出		0		0		
渉外費支出		0		0		
諸会費支出	607,000	607,000		607,000		
雑支出	3,159,471	3,159,471		3,159,471		
就労支援事業支出	0	0	0	0		

	就労支援事業販売原価支出		0		0
	就労支援事業販売管費支出		0		0
	授産事業支出		0		0
	利用者負担軽減額		0		0
	支払利息支出	345,708	345,708		345,708
	その他の支出	2,532,350	2,532,350	0	2,532,350
	利用者等外給食費支出	2,532,350	2,532,350		2,532,350
	雑支出		0		0
	流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0	0
	有価証券売却損		0		0
	資産評価損	0	0	0	0
	有価証券評価損		0		0
	為替差損		0		0
	徴収不能額		0		0
	事業活動支出計(2)	173,136,252	173,136,252	0	173,136,252
	事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	9,977,777	9,977,777	0	9,977,777
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	12,983,000	12,983,000	0	12,983,000
	施設整備等補助金収入	12,983,000	12,983,000		12,983,000
	設備資金借入金元金償還補助金収入		0		0
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	0
	施設整備等寄附金収入		0		0
	設備資金借入金元金償還寄附金収入		0		0
	設備資金借入金収入		0		0
	固定資産売却収入	0	0	0	0
	車輛運搬具売却収入		0		0
	器具及び備品売却収入		0		0
	その他の施設整備等による収入		0		0
	施設整備等収入計(4)	12,983,000	12,983,000	0	12,983,000
	支出				
設備資金借入金元金償還支出	2,520,000	2,520,000		2,520,000	
固定資産取得支出	12,153,460	12,153,460	0	12,153,460	
土地取得支出		0		0	
建物取得支出	11,250,200	11,250,200		11,250,200	
車輛運搬具取得支出		0		0	
器具及び備品取得支出	903,260	903,260		903,260	
固定資産除却・廃棄支出		0		0	
ファイナンス・リース債務の返済支出		0		0	
その他の施設整備等による支出		0		0	
施設整備等支出計(5)	14,673,460	14,673,460	0	14,673,460	
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	-1,690,460	-1,690,460	0	-1,690,460	
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		0		0
	長期運営資金借入金収入		0		0
	長期貸付金回収収入		0		0
	投資有価証券売却収入		0		0
	積立資産取崩収入	501,170	501,170	0	501,170
	退職給付引当資産取崩収入	501,170	501,170		501,170
	長期預り金積立資産取崩収入		0		0
	事業区分間長期借入金収入		0		0
	拠点区分間長期借入金収入		0		0
	事業区分間長期貸付金回収収入		0		0
	拠点区分間長期貸付金回収収入		0		0
	事業区分間繰入金収入		0		0
	拠点区分間繰入金収入	7,516,800	7,516,800		7,516,800
サービス区分間繰入金収入		0		0	
その他の活動による収入		0		0	
その他の活動収入計(7)	8,017,970	8,017,970	0	8,017,970	
支出					
長期運営資金借入金元金償還支出		0		0	
長期貸付金支出		0		0	
投資有価証券取得支出		0		0	
積立資産支出	16,259,028	16,259,028	0	16,259,028	
退職給付引当資産支出	1,459,028	1,459,028		1,459,028	
長期預り金積立資産支出	14,800,000	14,800,000		14,800,000	
事業区分間長期貸付金支出		0		0	
拠点区分間長期貸付金支出		0		0	
事業区分間長期借入金返済支出		0		0	
拠点区分間長期借入金返済支出		0		0	
事業区分間繰入金支出		0		0	
拠点区分間繰入金支出		0		0	
サービス区分間繰入金支出		0		0	
その他の活動による支出		0		0	
その他の活動支出計(8)	16,259,028	16,259,028	0	16,259,028	
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)	-8,241,058	-8,241,058	0	-8,241,058	
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)	46,259	46,259	0	46,259	
前期末支払資金残高(11)	24,882,074	24,882,074		24,882,074	
当期末支払資金残高(10) + (11)	24,928,333	24,928,333	0	24,928,333	

法人役員名簿

社会福祉法人松栄福祉会

役職名	氏名	生年月日	任期		代表者の 直近登記 年月日	住所	職業	親族関係等	
			初回	今回任期					
1	理事長	橋本弘山	S28. 12. 17	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで		H29. 5. 30	東京都羽村市羽西2-10-23	市議会議員	理事の兄
2	理事	松田 猛	S19. 9. 26	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都羽村市小作台5-26-	会社役員	
3	理事	栗原 玉	S16. 2. 18	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都羽村市小作台4-4-9	施設指導員	
4	理事	橋本富明	S30. 11. 24	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都羽村市羽西2-10-26	保育園長	理事長の弟
5	理事	下田 壮	S31. 11. 20	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都羽村市羽西2-5-13	会社経営	
6	理事	西野礼子	S25. 6. 17	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都羽村市羽加美4-19-	元町内会長	
1	監事	小山克也	S30. 6. 22	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都羽村市羽東2-19-40	社会保険労務士	
2	監事	清水亮一	S38. 3. 27	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都羽村市羽中4-1-6	自営業	
1	第三者委員	北浦勝平	S12. 10. 14	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都羽村市小作台3-4-1	元市青少年育成部長	羽村まつの木保育園
2	第三者委員	小山克也	S30. 6. 22	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都羽村市羽東2-19-40	社会保険労務士	羽村まつの木保育園
3	第三者委員	小澤貞男	S16.	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都羽村市羽西	元施設長	まつぼっくり保育園
4	第三者委員	清水亮一	S38. 3. 27	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都羽村市羽中4-1-6	自営業	まつぼっくり保育園
1	相談役	高見 功	S4. 9. 17	h29. 6. 14～平成30年度会計に関する定時評議員会の終結時まで			東京都青梅市和田町2-183-1	無職	元監事

平成29年6月14日現在